

## 軽二輪(126cc～250cc)の名義変更の場合

### 管轄が変わる場合(例、神戸→なにわ)

#### 旧所有者、旧使用者が用意するもの

1 軽自動車届出済証

2 印鑑(認印で可)

3 自賠責保険証明書(有効なもの)

4 譲渡証明書(旧所有者の印鑑を押印)

軽自動車届出済証に記載の所有者がバイク販売会社の場合は、その会社の印鑑の押印した軽自動車届出済証返納届と譲渡証明書が必要です。所有者となっている会社に直接問い合わせてください。

5 ナンバープレート

自賠責保険のステッカーは剥がしておいてください。新しいナンバープレートに貼り付けますので。

#### 新所有者が用意するもの

1 住民票(発行後3ヶ月以内)

2 印鑑(認印で可)

3 運輸支局(登録事務所)で用意するもの

① 軽自動車届出済証返納届(売店で購入)

② 軽自動車届出書(売店で購入)

③ 軽自動車税申告書(窓口でもらえます)

### 管轄が同じ場合

#### 旧所有者、旧使用者が用意するもの

1 軽自動車届出済証

2 印鑑(認印で可)

軽自動車届出済証に記載の所有者がバイク販売会社の場合は、軽自動車届出済証記入申請書にその会社の印鑑の押印が必要です。所有者となっている会社に直接問い合わせてください。

3 自賠責保険証明書(有効なもの)

#### 新所有者、新使用者が用意するもの

1 住民票(発行後3ヶ月以内)

2 印鑑(認印で可)

3 運輸支局(登録事務所)で用意するもの

① 軽自動車届出済証記入申請書(売店で購入)

② 軽自動車税申告書(窓口でもらえます)